

高第902号  
令和8年2月5日

各老人福祉施設運営法人代表者  
各指定介護保険施設運営法人代表者 様  
各指定介護サービス事業所運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

## 介護分野の職員等の賃上げ・職場環境改善支援補助金の交付について

平素より、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県では、「強い経済を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）における「医療・介護等支援パッケージ」の緊急措置に基づき、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援等を実施するために、各事業所等における賃金改善及び職場環境改善の取組を補助事業とする補助金を交付いたしますのでお知らせいたします。

記

### 1 補助金の概要及び手続について

別添のとおり

### 2 申請受付期間

申請受付は3つの期間において実施します。期間ごとに申請要件があるため、各事業者の判断で、いずれかの期間を選択の上、申請を行ってください。

**※ 要件が満たされなかった場合、補助金の返還を命ずることがあります。**

【第一回】令和8年2月5日（木）から令和8年2月19日（木）まで

令和8年3月末までに補助事業を完了させることができる事業者

- ・令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施すること
- ・令和8年4月15日（水）までに実績報告書を提出すること

【第二回】令和8年2月12日（木）から令和8年3月13日（金）まで

令和8年4月以降に補助事業が完了する事業者

- ・令和8年度の実績報告の提出（令和8年秋ごろを予定）までに賃金改善及び職場環境改善を実施すること

【第三回】令和8年4月以降（別途お知らせします。）

やむを得ない事情により12月の介護報酬が著しく低い事業者や、令和8年1月～3月に新規で開設した事業者等

- ・令和8年度の実績報告の提出（令和8年秋ごろを予定）までに賃金改善及び職場環境改善を実施すること

### 3 申請方法

#### 【第一回】

令和8年2月5日（木）から令和8年2月19日（木）まで

『申請ページ』 <https://logoform.jp/form/T8mB/1422231>

#### 【第二回】

令和8年2月12日（木）から令和8年3月13日（金）まで

『申請ページ』別途お知らせします。

#### 【第三回】

令和8年4月以降

『申請ページ』別途お知らせします。

### 4 申請様式

- ・交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- ・岐阜県介護分野の職員の賃上げ・職場環境等事業計画書総括表および個表
- ・債権譲渡事業者における振込先口座通知書（該当する場合のみ）

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

岐阜県公式HP【岐阜県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金について】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/478783.html>

なお、本補助金について、厚生労働省にコールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

○厚生労働省老健局介護職員等処遇改善加算等 コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00 – 18:00 土日含む）

また、計画書の作成・記入方法については厚生労働省より説明用の動画が公開されておりますのでご活用ください。

<https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcb1yZWXws3z0C>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係	
TEL	058-272-8298
メール	c11215@pref.gifu.lg.jp